

旧せんぼくちびっころんど みどり園
貸付プロポーザル選定委員会設置・審査要領

1 趣旨

本要領は、旧せんぼくちびっころんど みどり園の貸付（定期建物賃貸借契約）に係る公募型プロポーザル選定委員会の設置及び審査について定めるものとする。

2 委員会の所掌事務

選定委員会は、応募資格要件を満たす者（以下「提案者」という。）が提出した提案書を総合的に審査し、優先交渉権者及び次順位交渉権者を選定し、その結果を市長に報告する。

3 委員会の組織

委員は次のとおりとする。

- (1) 総務部長
 - (2) こども未来部長
 - (3) 経済産業部長
 - (4) 仙北支所長
 - (5) 総務部財産活用課長
- ・委員長は総務部長、副委員長はこども未来部長とする。

4 会議

- ・委員長が招集し議長となる
- ・過半数で決し、同数の場合は議長決定
- ・非公開とする
- ・庶務は財産活用課担当

5 審査対象者

公募要項に定める応募資格を満たし、期限内に必要な書類を提出した者

6 審査方法

- (1) 書類審査及び必要に応じてプレゼン審査を実施
- (2) 総合評価方式により順位付け

7 審査基準（貸付版）

総合点数：100点

- | | | | | |
|---------------|------------------|---------|------|------|
| ① 提案者評価（30点） | ・経営基盤 | ・運営実績 | | |
| ② 事業計画評価（40点） | ・事業の公益性 | ・地域貢献 | ・継続性 | ・実現性 |
| ③ 施設活用評価（20点） | ・利活用内容 | ・維持管理計画 | | |
| ④ 貸付条件評価（10点） | ・市負担軽減効果（財産管理面等） | | | |

8 採点方法

- ・各委員の平均点を採用
- ・合計点で順位決定 ・最低基準点（60点）未満は失格

9 優先交渉権者の決定

最高得点者を優先交渉権者、次点を次順位交渉権者とする

10 貸付特記事項

- ・契約は定期建物賃貸借契約とする（更新なし）
- ・現状有姿での貸付を基本とする
- ・用途は提案内容に拘束される
- ・大規模修繕の負担区分を事前明示

11 その他

必要事項は別途定める